CD$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00463
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00491

CC'$_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CD'$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

ε　当該市町村の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

CC"$_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CD"$_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00278
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00294

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}740\text{円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。また、平成 28 年度及び令和５年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震及び令和６年能登半島地震による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}740\text{円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行